平成２３年（フ）第２２４号
北海道広尾郡大樹町字石坂433番地４
破産者　佐々木義広
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第３１２号
北海道帯広市西17条北２丁目56番21号
破産者　竹中　秀之
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第３３６号
北海道帯広市中島町東６線115番地２
破産者　萩原　　勝
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２５号
北海道北見市小泉389番地37
破産者　祓川　雄二
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第８５８号
大阪府堺市北区百舌鳥西之町１―25　天理教大鳥大教会内、破産手続開始決定時の住所仙台市泉区実沢字茂倉山１―46―Ａ―201
破産者　船迫　勝洋
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１８０号
宮城県大崎市古川小泉字下沢目92番地４
破産者　菊地　昭彦
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第８号
秋田市大住四丁目10番１―407号、前住所秋田市河辺和田字上中野２番地５　堀井アパート１Ｆ
破産者　三浦　三男
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４号
秋田市楢山石塚町１番30号
破産者　牧　　睦子
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７号
秋田市外旭川字八幡田144番地７　アルカディア・里Ⅱ401
破産者　小野寺恵子（旧姓伊藤）
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７６号
秋田県湯沢市清水町１丁目２―７　シャインハイツサトーＢ―７、破産手続開始決定時の住所秋田県湯沢市西愛宕町６番６号
破産者　木崎　　強
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第１６１号
山形市緑町４丁目５番４号
破産者　海谷　賢次
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３号
山形市南栄町１丁目１番72―12号　アクティブシティ南栄Ｃ203号
破産者　伊藤　宏之
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３００１号
横浜市都筑区見花山２番11号　フェリース見花山Ｂ－１
破産者　千本　達郎
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３００８号
横浜市港南区日野中央１丁目３番32号　更生保護法人まこと寮内、開始決定時及び住民票上の住所横浜市南区大岡２丁目15番９号ピュアコーポ弘明寺302
破産者　中塚　洋志
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０５２号
横浜市磯子区磯子６丁目36番８号
破産者　尾上　貴子（旧姓麥井）
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２９０号
横浜市旭区二俣川２丁目79番地11　スターホームズ二俣川ＸⅠ―101号
破産者　満　　直哉
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４号
神奈川県三浦郡葉山町一色2513番地の４
破産者　椿　　和香
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第５３２号
金沢市松村７丁目115番地20
破産者　田村　繁明
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１１０号
長野市丹波島３丁目879番地３　メゾンＨＯＲＩＢ―101
破産者　佐藤美佐緒（旧姓神田）
１　決定年月日　平成24年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係